

防犯指導員の手引き

銚子市総務課危機管理室

令和6年4月

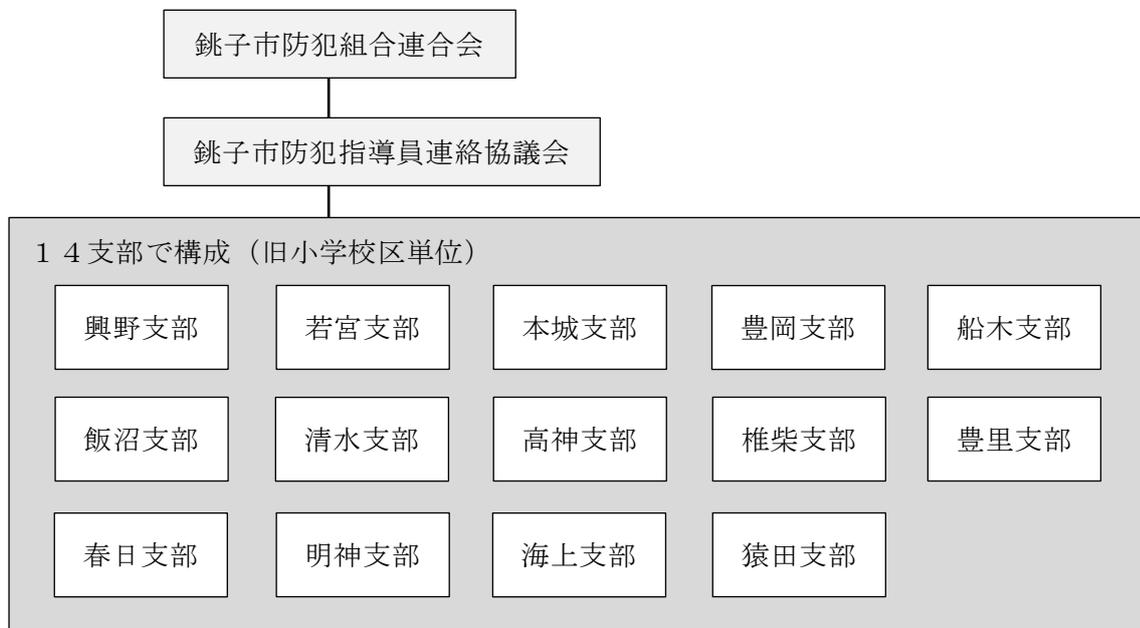
◎防犯指導員とは

防犯指導員とは、地域の町内会長や自治会等の長から、地域の防犯活動に積極的に参加していただける方の推薦をいただき、銚子市防犯組合連合会長（銚子市長）および銚子警察署長から委嘱された、地域における防犯の中心的役割を担っている方々です。

防犯指導員を中心とした防犯活動が、地域住民一人ひとりの防犯に対する意識や結束の向上が、地域の「防犯力」を強化させ、犯罪の発生を抑止し、明るいまちづくりにつながります。

◎防犯指導員の役割

防犯指導員は、銚子市防犯指導員連絡協議会（市内14支部で組織）の一員として、銚子市防犯組合連合会や警察と連携し、啓発活動やパトロール等、様々な地域防犯活動の中心となって行っています。（任期は原則2年。再任を妨げない。）



◎防犯指導員の主な活動内容

○地域防犯パトロール

「ラスト・フライデーパトロール」など、各支部において地域の皆さんや、関係団体等と協力し、定期的に地域の通学路や公共の場所、溜まり場となる場所など、犯罪の発生抑止のため防犯パトロールを実施しています。

○祭礼時等のパトロール

銚子みなとまつりや浅間様などの祭礼時等に、青少年指導等の関係団体等と協力し、防犯パトロールを実施しています。

○定期総会等への出席

毎年5月頃に、防犯指導員連絡協議会定期総会が開催されます。前年の活動結果に基づき1年間の防犯活動実施計画を決定します。

また、各支部においても総会を実施し、各支部における防犯活動の方針を決定します。

○銚子市防犯組合連合会が主催する防犯活動への参加

「年末年始特別警戒取締り出動式及び合同パトロール」など、銚子市防犯組合連合会が主催する防犯キャンペーン等に参加し、啓発物資の配布や防犯パトロールを行ったりします。

○防犯指導員の引き継ぎについて

防犯指導員の任期が終了し、新しい指導員へ交代する場合は、次のとおり引き継ぎをお願いいたします。

- 新しい防犯指導員へ引き継ぎを行うもの
帽子・徽章・腕章・標識・ベスト・防犯灯など

◎防犯パトロールの手引き（千葉県：ちば防犯ハンドブックより抜粋）

○パトロールのポイント

◆人数

ひとりでもできるパトロール（買い物に行きながらパトロールなど）もありますが、複数でチームを組むことにより、危険箇所も多く発見することができます。また、危険防止の観点からも、特に夕方から夜間は2人以上で、できれば5人位をチームにしましょう。

◆アピールを！

犯罪者（不審者）に防犯パトロールをしていることを気づかせるため、また、地域全体での防犯意識を高めるためにも、周囲にアピールしながらパトロールしましょう。

そのため、「パトロール中」などののぼりを立てたり、「ただ今パトロール中です」などと声をかけながら歩くことも効果的です。

◆声かけを！

犯罪者（不審者）は、顔を見られたり、声を掛けられたりすることを嫌います。「おはようございます」、「こんばんは」などのあいさつだけでも、効果があります。住民同士で声をかけ合うことにより、このまちは犯罪が起こりにくいと思わせることも大切です。

◆交通事故に気をつけて！

パトロールの際は、周りの状況に注意し、交通ルールを守り、交通事故に気をつけましょう。

特に、夜間のパトロールでは、反射材や懐中電灯などを活用し、車の運転者等から見えやすいようにしましょう。

また、歩道と車道が分離されていない道路でパトロールを行う際は、一列になり、交通事故には十分注意しましょう。

◆無理をしない

パトロール中、急な天候異変があったり、体調が悪いときは決して無理をしないでパトロールを中止してください。無理なパトロールは長続きしません。

◆着眼点

皆さんの周りには、街頭が少なく暗い道路や公園、人通りの少ない駐車場・駐輪場、落書きやゴミが放置されているところなど、犯罪が起こりやすいと不安を感じる場所はありませんか？パトロールを通じてこのような箇所を発見し、町内会（自治会）などに連絡し、地域一体となって「環境と安全」をもう一度見直しすることは犯罪を抑止する意味で大変重要なことです。

【道路】

- 防犯灯が必要な場所はないか。
- 球切れしている箇所はないか。
- 歩道と車道が分離されているか。
- 立ち木などで見通しが悪い場所はないか。
- 自転車、オートバイなどが放置されていないか。

【公園】

- 防犯灯はついているか。
- 見通しのきくフェンスで囲いがしてあるか。
- 植木や雑草などで見通しが悪くなっている場所はないか。
- 死角はないか。
- ゴミや落書きなどで汚れていないか。
- 設置されているもので壊れている物がないか。
- 少年たちのたまり場になっていないか。

【駐車場】

- 見通しのきくフェンスなどにより、囲いがしてあるか。破損している箇所はないか。
- 死角解消のためのミラーはあるか。
- 防犯灯などで明るいか。
- 管理者の常駐、もしくは巡回はあるか。

【住宅】

- 塀や垣根で周囲からの見通しが悪くないか。
- 新聞受けに新聞がたまっていないか。
- 防犯性の高いガラス、面格子などがついているか。
- 廃屋・空き家などが、荒れて放置されていないか。
- 少年たちのたまり場になっていないか。

◎事件・事故遭遇時の対応

パトロール中に犯罪や事故を目撃したり、挙動不審者や車両を発見する場合も予想されますが、決して追いかけたり捕まえようなどとは絶対にしないでください。まず、110番通報してください。

具体的な対応要領は次のとおりですので、参考にしてください。

パトロールは、捕まえることが目的ではありません。

○犯罪者と遭遇した場合の対応

- 大きな声、警笛（ホイッスル）、ブザーなどで周囲に知らせる。
- 相手から反撃されないよう十分な距離をとる。
- 警察に110番通報する。
- 近所の人に駆けこむ。
- 逃げる。
- たとえこちらが複数でも、不用意に取り押さえようとしない。

○挙動不審者を発見した場合の対応

周囲の状況から判断して、「不審と思われる者」を発見したときは、相手方の動向を確認するとともに、受傷事故の防止に努めましょう。

原則⇒110番通報する。

○交通事故を目撃したときの対応

- 交通事故を目撃したときは、警察に110番通報する。
- けが人がいる場合には、けが人の救護を最優先にして、その後、すみやかに消防署（119番）や警察（110番）に通報する。

なお、交通事故の処理中に、事故当事者や救護にあたった人が二次的な事故に巻き込まれるケースもあるので、安全確保には十分注意しましょう。

○110番通報

110番通報を受けると、警察の通信指令センターでは、現場付近の地図を表示する「地図システム」やパトカーの現在位置を知らせる「カーロケーションシステム」などの最新設備を駆使し、現場にいち早く警察官が到着できるよう無線指令をしています。

一刻も早い通報が犯人検挙に直結します。

◎その他

○プライバシーを守りましょう

誰もが自分の家庭のことは干渉されたくないものです。パトロール中に知り得た個人情報情報を漏らしてはいけません。また、他人の家庭のプライバシーにみだりに干渉しないよう、注意しましょう。

○情報交換をしましょう

防犯パトロール隊を結成してからある程度経ってきたら、スキルアップを図るためにも、地域の中や隣接地域にある他のボランティア団体と、情報交換や交流を行いましょう。

日ごろから他のさまざまな団体と情報交換を密にし、協力関係を築くことができれば、困ったときに相談にのってくれたり、活動を進めていく上で必要な情報やノウハウ、また、自分たちとは違う方法などを知ることができ、さらに防犯活動を充実したものにできるでしょう。

また、一定期間ごとに警察から地域の犯罪発生状況の情報を得て、パトロールの効果について検証しましょう。それに基づいて、実施時間や巡回場所等の変更を考えてみるのも有効です。